

いよいよ休憩時間裁判突進!

第1回弁論期日
12月9日 13時10分～809号法廷で開催!

原告の浦谷さんが、2023年1月25日、大雪による大幅な列車遅れにより、9時30分の出勤から21時57分まで12時間以上に亘り拘束され、休憩時間が全く与えられず、また食事が摂れない状態におかれたことで、肉体的・精神的苦痛を強いられたことによる損害賠償を2024年9月17日に大阪地方裁判所に訴えていた裁判の第1回公判が12月9日13時10分から地裁809号法廷で開催されます。

繰り返される 異常時における連続勤務!

異常時における連続勤務によって休憩時間を与えられない問題や、勤務終了後に居残りを強要され、休憩時間を与えたかのように偽装される問題は、止むことなく今でも繰り返されています。

11月2日、大雨のため東海道・山陽新幹線も大幅な列車に遅れが発生しました。この時も原告浦谷さんが経験した連続勤務により休憩時間を与えられず、また食事時間も与えられない状況が発生しました。

この状況は、乗務員の大半を占めるユニオン組合員からの嘆きの声で明らかになりました。

この間、私たちは異常時における列車運用や休憩時間や食事時間の問題を都度、会社に申し入れや、協議の場で訴えてきました。

しかし、会社は全く聞く耳持たず、改善する気もさらさらありませんでした。

従って、私たちは、諦めること無く、全ての乗務員を代表して職場における労働条件の改善を実現する闘いとして、この裁判闘争を展開していきます。

私たちは、今後も諦めること無く闘いを展開します!!